

国家賠償請求事件に関する市民説明会

次第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 説明
 - (1) 元職員の起こした刑事事件について
 - (2) 国家賠償請求事件について
 - (3) 再発防止に向けて
- 5 質疑応答
- 6 閉会

和光市 令和6年5月26日（日）
14時30分～15時30分

(1) 元職員の起こした刑事事件について

目次

- 事件の概要
- 逮捕・起訴までの経緯
- 刑事裁判の結果
- 被害者への賠償

事件の概要

1. 保健福祉部長であった元職員が平成27年1月20日から同年11月11日までの間に社会福祉課の職員に嘘の説明をして生活保護の手続に関連し市が預かっていた生活保護受給者Aの現金合計748万10円を騙し取った詐欺事件
2. 元職員が平成28年3月31日に後見開始の審判手続に関連し市が預かっていたB夫妻の現金300万円を着服した業務上横領事件、及び平成28年4月8日から平成31年4月2日までの間に市が預かっていたB夫妻のキャッシュカードを使用してB夫妻の口座から合計6500万円を引き出した窃盗事件
(国家賠償請求事件の前提となる事件)
3. 元職員が平成24年11月14日から平成30年12月5日までの間に福祉サービスの手続に関連し市が預かっていたCのキャッシュカードを使用してCの口座から合計430万円を引き出した窃盗事件

逮捕・起訴までの経緯（1/5）

	1.Aに関する事件	2.B夫妻に関する事件	3.Cに関する事件
平成14年12月頃	－	－	市がCからキャッシュカードを預かる
平成24年10月1日	元職員が保健福祉部長（兼福祉事務所長）に就任		
平成24年11月14日	－	－	 元職員がH24.11.14からH30.12.5までの間に21回にわたりCのキャッシュカードを使用してCの口座から合計430万円を引き出す（窃盗）
平成27年1月19日	市がAから生活保護の返還金として251万1299円を預かる	－	
平成27年1月20日	元職員が職員に嘘の説明をして200万円を騙し取る（詐欺）	－	
平成27年2月9日	Aの入院に伴い市がAの通帳等を預かる	－	
平成27年5月14日	元職員が職員に嘘の説明をして500万円を騙し取る（詐欺）	－	
平成27年11月11日	元職員が職員に嘘の説明をして48万10円を騙し取る（詐欺）	－	

逮捕・起訴までの経緯 (2/5)

	1.Aに関する事件	2.B夫妻に関する事件	3.Cに関する事件
平成28年3月31日	—	① 市がB夫妻から現金300万円とキャッシュカードを預かる ② 元職員が300万円を横領	
平成28年4月8日	—		
平成30年4月1日	元職員が教育部長に異動		
平成30年12月4日	① 職員が元職員が現金を騙し取った疑いがあると公益通報(市がAに関する事件を認知) ② 市長の指示により職員が警察へ向かう ③ 副市長が戻るよう指示するが職員は警察に通報	元職員がH28.4.8からH31.4.2までの間に131回にわたりB夫妻のキャッシュカードを使用してB夫妻の口座から合計6500万円を引き出す(窃盗)	
平成30年12月5日	① 元職員が職員を介して現金251万1299円を会計課のロッカーに入れる ② 市長らがロッカー内から現金251万1299円を発見		

逮捕・起訴までの経緯（3/5）

	1.Aに関する事件	2.B夫妻に関する事件	3.Cに関する事件
平成30年12月7日	① 市が弁護士に調査を依頼 ② 元職員が職員が誤って持ち出していたと説明して現金500万円を提出しようとするが、市長は受け取りを拒否 ③ 副市長が職員の公益通報を不受理とする		—
平成30年12月11日	市が埼玉県警本部と協議		—
平成30年12月27日	① 弁護士が市に元職員の詐欺が認められる旨の報告書を提出 ② 市が埼玉県警本部と協議		—
平成31年1月23日	市が警察に告発状（詐欺）を提出		—
平成31年4月1日	元職員が企画部審議監に異動		
平成31年4月2日	—		—

逮捕・起訴までの経緯（4/5）

	1.Aに関する事件	2.B夫妻に関する事件	3.Cに関する事件
令和元年5月29日	—	職員が市に元職員が現金300万円を横領した疑いがある旨報告 (市がB夫妻に関する横領を認知)	—
令和元年6月13日	① 警察が元職員を200万円の詐欺で逮捕 (令和元年7月4日に起訴) ② 市が記者会見	—	—
令和元年6月18日	市が全職員を対象とする内部調査を実施		
令和元年6月28日	市が警察に内部調査の結果を報告 (市がCに関する事件を認知)		
令和元年7月4日	警察が元職員を500万円及び48万10円の詐欺で逮捕 (令和元年7月25日に起訴)	—	—
令和元年7月17日	—	市が警察に告訴状(現金300万円の業務上横領)を提出	—

逮捕・起訴までの経緯（5/5）

	1.Aに関する事件	2.B夫妻に関する事件	3.Cに関する事件
令和元年7月25日	—	警察が元職員を現金300万円の業務上横領で逮捕 (令和元年8月15日起訴)	—
令和元年8月14日	市が元職員を懲戒免職処分		
令和元年9月2日	—	警察が元職員を6500万円のうち1350万円（H30.6.14からH31.4.2までの27回分）の窃盗で逮捕（令和元年9月20日起訴） (市がB夫妻に関する窃盗を認知)	—
令和元年9月26日	—	—	警察が元職員を窃盗で逮捕 (令和元年10月17日起訴)
令和元年12月20日	—	検察が元職員を6500万円のうち5150万円（H28.4.8からH30.6.12までの104回分）の窃盗を追起訴	—

刑事裁判の結果

【第一審】さいたま地方裁判所第4刑事部（令和3年9月17日宣告）
Aに関する詐欺罪（748万10円）、B夫妻に関する業務上横領罪（300万円）及び窃盗罪（6500万円）、Cに関する窃盗罪（430万円）の全てについて有罪と認定して懲役7年。

【控訴審】東京高等裁判所第2刑事部（令和4年4月12日宣告）
第一審の判決を不服とした元職員の控訴を棄却。
⇒懲役7年の判決が確定。

被害者への賠償

1. Aに関する事件については、元職員が令和2年10月26日に市に対して詐取した現金748万10円を返還し、その後、市が令和3年5月8日から同年7月17日の間にAの相続人に対して当該現金748万10円を返還。
2. B夫妻に関する事件については、B夫が提起した国家賠償請求事件において成立した和解条項に基づき、市が令和6年1月9日にBに対して4870万円を賠償。
3. Cに関する事件については、刑事裁判の判決書によると、元職員が第一審判決前にCに対して直接賠償。

(2) 国家賠償請求事件について

目 次

- 1 訴訟概要等
- 2 市の対応
- 3 経緯の概要
- 4 原告・被告双方の主張
- 5 当初の和解案
- 6 二回目の和解案
- 7 和解の成立、和解金の支払い
- 8 和解後について

【Ⅰ 訴訟概要等】

■ 訴訟の概要

原告B夫（の後見人）が、東内京一元職員が原告B夫及びその配偶者亡B妻に対し、横領ないし窃盗行為※を行ったことについて国家賠償法第1条第1項に該当するとして和光市に損害賠償の支払いを求めた訴訟

国家賠償法第1条第1項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

■ 損害賠償請求金額

7,370万円及びその遅延損害金

内訳：訴外東内元職員による横領及び窃盗による損害相当金 6,700万円

弁護士費用相当損害金 670万円

遅延損害金 平成31年4月2日から支払済まで年5%

※ 「横領ないし窃盗行為」 刑事事件 第一審判決日：令和3年9月17日

原告B夫及び配偶者訴外亡B妻の高齢者夫婦に対し、市が後見開始の審判を求める市長申立てを進める中、現金やキャッシュカードを預かった。そして、東内元職員がその現金を横領し、又キャッシュカードを不正に使用して現金を窃取した事件。

【2 市の対応】

- 横領及び窃盗行為は、訴外東内元職員が個人で行った行為であり、国家賠償法第1条第1項には当たらないとして、応訴した。

【3 経緯の概要】

日 付	内 容	損害賠償額
令和3年12月22日	B夫の成年後見人である弁護士から和光市の顧問弁護士である豊泉法律事務所に「被後見人の和光市に対する損害賠償請求について」が郵便にて到着	6,500万円
令和4年1月28日	和光市と豊泉法律事務所と示談折衝について、業務委託契約を締結	
令和4年2月14日	B夫の弁護士へ損害賠償には応じられない旨の回答書を送付	
令和4年6月28日	今回の訴状が市に郵送で到着、豊泉法律事務所に訴状が提出された旨を連絡	7,370万円
令和4年7月14日	【全員協議会】 市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について	
令和4年9月1日	【第1回口頭弁論】 さいたま地方裁判所	

令和4年10月12日 ～ 令和5年6月21日	【書面による準備手続】 Web 会議 合計6回 原告被告双方、主張・証拠提出を書面にて交互に実施 第2回 R4.10.12 第3回 R4.11.21 第4回 R5.1.17 第5回 R5.3.14 第6回 R5.5.9 第7回 R5.6.21	
令和5年8月7日	【1回目の和解案の提示】 裁判所からの提案内容：和解額6,500万円	6,500万円
令和5年8月17日	【議長報告】①裁判所から和解案が示されたこと②和解案への対応は検討中であること	
令和5年10月25日 (令和5年9月6日予定 →裁判所の都合で延期)	【2回目の和解案の提示】 裁判所 → 市の代理人弁護士 裁判所が示した和解案に対する双方の回答の確認及び協議 裁判所からの新たな提案内容：和解額4,870万円 支払時期 令和6年1月10日	4,870万円
令和5年11月8日	【全員協議会】 ①提示された和解案の内容 ②和解案に応じるという市の方針 【書面による準備手続】 Web 会議 市の意向として和解案に応じる旨提示	
令和5年11月30日上程 令和5年12月21日議決	【令和5年12月定例会】 議案上程 → 議決 ①損害賠償の額の決定及び和解について ②損害賠償額の補正予算	
令和5年12月22日	【和解の成立】 和解調書の発出 → 市 受領	
令和6年1月9日	【和解金の支払い】 市 → 原告	4,870万円

【4 原告・被告双方の主張】（国家賠償法の解釈）

国家賠償法 1 条 1 項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

■ 原告の主張

損害を与えた（加害行為）：横領行為及び窃盗行為

職務を行うについて：職務行為及びこれと密接な関連を有する行為を含んでいる。

- ・今回の窃盗行為等は、職務執行行為を契機として、勤務時間中にも行われていたことから、密接な関連を有する行為と言え、要件を満たしている。

■ 被告の主張

損害を与えた（加害行為）：横領行為及び窃盗行為

職務を行うについて：一部要件を満たさない。

- ・行為の大半が勤務時間外・市役所外で行われ、密接な関連を有する行為ではない。また、保健福祉部長（福祉事務所長）からの異動後は、事務管轄権の範囲外で、現金・キャッシュカードの預かり保管及び引き出しの権限はない。

【5 当初の和解案（8/7 裁判所提示）】

■ 和解案の内容

被告（市）は原告（B夫）に対し、6,500 万円を支払う。

■ 理由

① 加害行為について

- ・ 東内元職員は、現金・キャッシュカード等を適切に保管すべき職務上の義務を負っている。
- ・ 東内元職員が、B夫妻に無断でキャッシュカード等を持ち出し、安全性が不十分な手元に留め置いた行為は、職務上の義務に反し、国家賠償法上違法と評価される。
- ・ 東内元職員の横領行為及び窃盗行為は、東内元職員の職務上の保管義務違反行為に伴う損害発生の危険性が具現化したものと評価することができ、違法行為そのものを構成するのではなく、損害の現実的発生に至るまでの因果の流れにすぎない。

② 「職務を行うについて」

- ・ 東内元職員の職務上の保管義務は、保健福祉部長兼福祉事務所長から教育部長に異動した後も、後任者に引き継ぐまで継続するというべきであり、異動の前後において、市の国家賠償法に基づく損害賠償責任の有無に異同を生じることはない。

～市長部局の認識～

市の主張が全く考慮されていない上、

原告の主張とも異なっている

【6 二回目の和解案（10/25Web 会議）】

■ 和解案の内容

- ① 市は 4,870 万円を支払う。
- ② 支払期日は、令和 6 年 1 月 10 日期限とする。

～市長部局の認識～

市の主張が一部考慮された

■ 和解案に対する市の見解

新たな和解額（4,870 万円）は、市の主張の一部が認められたものと推察する。

→ 理由は示されていないが、減額された額は、市が主張してきた東内元職員が保健福祉部長（福祉事務所長）からの異動後の窃盗額と概ね一致するものと認識

【7 和解の成立、和解金の支払い】

■ 議会への説明等

令和 5 年 11 月 8 日	全員協議会
令和 5 年 12 月定例会	議案の上程 → 議決

■ 和解の成立

令和 5 年 12 月 22 日	和解調書の受領
令和 6 年 1 月 9 日	和解金の支払い 4,870 万円
令和 6 年 2 月 22 日	原告 B 夫へ謝罪

【 8 和解後について】

国家賠償法第 1 条第 2 項

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

■ 求償権に基づく請求の実施（令和 6 年 1 月 2 9 日）

① 対象者

東内元職員

② 求償金額

4,720 万円

（和解金額 4,870 万円から令和 3 年 9 月に東内元職員の弁護士から市に支払われた 150 万円を差し引いた額）

③ 請求後の状況

- ・納入期限 （令和 6 年 2 月 1 7 日）まで振り込みなし
- ・督促の実施（令和 6 年 2 月 2 2 日）
- ・納入期限 （令和 6 年 3 月 1 2 日）まで振り込みなし

■ 今後の対応

督促後 1 年を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続によって履行を請求するなど、和光市債権管理条例に基づき、適正に対応する。

(3) 再発防止に向けて

再発防止に向けて

- 「和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者委員会」の調査報告書
- 「元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会」の最終報告書
- 上記2点の報告書の内容を精査し、再発防止に向けた取組として「和光市内部統制に関する基本方針」（令和5年10月）を策定して以下の取組を推進

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 現金・預金等管理の徹底 | ⑥ 公益通報制度の透明性の確保 |
| ② 適正な業務委託 | ⑦ ハラスメントの防止 |
| ③ 適正な事務専決による事務執行 | ⑧ 業務執行体制の確保 |
| ④ 公印の取扱いの厳格化 | ⑨ コンプライアンス意識の醸成 |
| ⑤ 行政手続に関連する法令等の正確な把握 | |